

質問に対する回答(子育て支援パスポート拡大事業委託業務)

子育て支援課

| | 質問 | 回答 |
|----|--|--|
| 1 | 仕様書 第5 3(2)② 3ページ 特典の上乗せの定義に、既存の参加店舗がサービスの上乗せを行う場合の記載がございますが、既存の参加店舗への勧奨は必須でしょうか。必須でない場合、期間中に既存店舗から上乗せの申し込みがあった場合も、受託者の点数に加算されるのでしょうか。 | 既存の参加店舗への勧奨は必須ではありませんが、期間中に参加店舗から上乗せの申し込みがあった場合にも受託者の点数に加算されますので可能な範囲で働きかけをお願いします。 (仕様書 第5 3(1)) |
| 2 | 仕様書 第7 2(4)① 5~6ページ 営業活動数に記載の「営業活動」は訪問・架電・DM勧奨すべてがカウント対象となりますでしょうか。 | 訪問・架電・DM勧奨すべてが対象となります。 |
| 3 | 仕様書 第7 1(6) 4ページ 事務局情報の公表とは、今回の案件で作成する資料および自治体ホームページ以外でも公表する可能性はありますでしょうか。入電数の予測のため、よろしくをお願いします。 | 岐阜県ホームページ及び「ぎふ子育て応援団」のサイト上で公表を想定しておりますが、受託者が事務局として営業活動を行っていただく際に窓口として明らかにしていただく必要があります。 |
| 4 | 仕様書 第7 3(1) 6ページ 「既登録店舗から情報更新があった場合」とは、ぎふっこカード登録店舗が、ぎふっこカードプラスを登録申込することと認識してよろしいでしょうか。しかしながら、(2)では「ぎふっこカード参加店舗・ぎふっこカードプラス参加店舗の登録住所、特典内容等の変更が判明した場合は、県へ変更・中止の届出を行うよう店舗に依頼すること。」と記載がありますので、「情報更新」についてご教示ください。 | 店舗から申し込みがあった場合には(1)のとおりご対応ください。 移転等により登録している住所が変更になったり、特典内容に変更があったことが判明した場合は店舗に(1)のとおりご対応いただくか、(2)のとおり県へ届け出るよう依頼してください。 |
| 5 | 仕様書 第7 3(1)① 6ページ 「補正を申請者に依頼」とは、電話にて口頭で修正内容をヒアリングし、申込書、一覧表に追記する形で問題ないでしょうか。 | 原則、申請書本人による修正をお願いいたします。 |
| 6 | 仕様書 記載なし ぎふっこカードおよびぎふっこカードプラスに加盟している企業・店舗等の一覧表は頂戴できますでしょうか。また、その際のファイル形式と、収録情報(企業・店舗名、住所・電話番号等)についてご教示ください。 | CSV形式により提供可能です。収録情報は申請書の内容と同じものになります。 |
| 7 | 仕様書 第7 1 4ページ 事務局の設置は岐阜県外でもよろしいでしょうか。 | 仕様書の要件を満たしていれば場所は問いません。 |
| 8 | 仕様書 第7 1(4) 4ページ 専用の電話回線、FAX回線について、回線数の指定はございますでしょうか。 | 電話回線、FAX回線について、回線数の指定はありません。 |
| 9 | 仕様書 第7 3(2) 7ページ 参加店舗の登録住所、特典内容等の変更が判明した場合は、具体的にどのようなケースを想定されているのでしょうか。 | 移転等により登録している住所が変更になったり、特典内容に変更があったことが判明した場合は想定しております。 |
| 10 | 仕様書 第9 7ページ 業務の引き継ぎについて、前年度の営業中の未参加店舗の状況等についての情報は開示頂けますでしょうか。 | 前年度受託者より引継後、提供可能です。 |